

【評価の判定基準】 ○：全体的に順調 △：一部に努力を要する ×：全体的に努力を要する ※当該年度に評価しない場合は「－」とする。

項目		施策目標	評価のポイント	評価理由	評価	課題及び今後の取組方針
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	1	感染症発生動向調査 ■感染症に関する情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一的な体系で進めていくことが不可欠であるため、現場の医師等に感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら適切に進める。 ■法第12条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえた感染症発生動向調査の実施方法の見直しについての検討やデジタル化が進む中での迅速かつ効果的な情報を収集・分析する方策についての検討を推進する。 ■法第14条第1項に規定する指定届出機関及び法第14条の2第1項に規定する指定提出機関の指定について、保健所管内の人口及び医療機関の分布等を勘案して感染症の発生状況及び動向の正確な把握ができるよう行う。	(1) 感染症発生動向調査について、国の通知等の必要な情報は、医師会等を通じて、医療機関等に周知していたか。 (2) 感染症発生動向調査事業実施要綱について、最新の医学的知見を踏まえ、見直しを含めた内容の確認を行ったか。 (3) 新たに選定する場合などに、指定届出機関及び指定提出機関は適切に選定していたか。	(1) 必要な情報について、医師会等を通じて周知している。 (2) 愛知県感染症発生動向調査事業実施要綱については、国の感染症発生動向調査事業実施要綱の改正にあわせ、2026年3月25日に改正した。 (3) 国の感染症発生動向調査事業実施要綱に定める算定基準に基づき、指定届出機関及び指定提出機関数を選定している。	○	今後も感染症に関する必要な情報について、適切に周知していくとともに、愛知県感染症発生動向調査事業実施要綱についても定期的に内容を確認していく。
	2	関係各機関及び関係団体との連携 ■国、都道府県、市町村及び医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等との連携体制を、愛知県感染症対策連携協議会を通じて構築する。	■関係団体との連携を図るため、適時、愛知県感染症対策連携協議会を開催していたか。	■愛知県感染症対策連携協議会及び医療に関する検討部会を以下のとおり開催した。 ・愛知県感染症対策連携協議会 (第1回)2025年5月20日 ※書面開催 (第2回)2025年9月4日 ・医療に関する検討部会 (第1回)2025年4月25日 ※書面開催 (第2回)2025年7月14日	○	■今後も平時から関係機関間の連携を図るとともに、感染症発生・まん延時の対応に関する枠組みの構築を推進するため、愛知県感染症対策連携協議会を開催する。
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	1	患者等発生後の対応 ■新興感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報の公表について、当該情報に関する県民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町村長に対して必要な協力を求める ■特定の地域に感染症が集団発生した場合、まん延防止の観点から医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等、近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制を構築する。 ■複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合に備えて、国や他の都道府県等との連携体制を構築する。	(1) 新興感染症発生時には、国が示す公表基準に従い公表するとともに、必要に応じて、市町村に対して協力を求めたか。 (2) 特定の地域における感染症の集団発生時には、愛知県感染症対策連携協議会を活用するなど、専門職能団体、高齢者施設等関係団体、近隣の地方公共団体と連携できていたか。 (3) 広域的な感染症のまん延に備え、国や他の都道府県等と情報共有を行い、連携を図っていたか。	(1) － (2) － (3) 国の主催する会議・研修等を通じて、国・他の都道府県との情報共有を行った。 ・内閣感染症危機管理統括庁地域ブロック会議 2025年8月29日 ・全国感染症危機管理担当部局長会議 2026年1月9日 ・新型インフルエンザ等感染症対策推進会議(開催報告) ①2025年4月21日②2025年6月27日③2025年9月2日④2025年12月1日⑤2026年2月20日(計5回開催)	－ － ○	(1) － (2) － (3) 今後も国の主催する会議・研修会を通じて情報共有等を行い、連携を図っていく。
	2	県及び市町村における取組 ■感染症の発生届及び積極学的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集するために電磁的方法により行うよう感染症指定医療機関等へ働きかけを行う。	■医療機関に対して、発生届の電磁的な方法による届出の推進を図ったか。	■県内のすべての感染症指定医療機関において、感染症サーベイランスシステム(NESID)による電磁的な方法により届出が行われている。なお、感染症指定医療機関以外の医療機関に対しては、県感染症情報センター(衛生研究所)のホームページにより呼びかけるとともに、病原体検出状況の情報還元時等の機会を捉えて、感染症サーベイランスシステム(NESID)での届出を働きかけている。 〔 2025年度の評価△:感染症指定医療機関以外の医療機関に対する電磁的な方法によるサーベイランス報告への働きかけが乏しかったため 〕	○	■感染症指定医療機関以外で電磁的な方法を取り入れていない医療機関に対し迅速かつ効率的な情報収集のために、機会を捉えて感染症サーベイランスシステム(NESID)での届出の理解を促していく。

項目	施策目標	評価のポイント	評価理由	評価	課題及び今後の取組方針
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力向上の推進 ■ 県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、県内衛生研究所、保健所設置市の試験検査施設や民間検査機関と連携し、必要な検査を迅速に行うための体制を整備する。	(1) 新興感染症に備え、民間検査機関と協定締結をし、検査体制の整備を図っていたか。 【目標値あり：検査の実施能力】 (2) 県内衛生研究所、保健所設置市の試験検査機関との連携を図っていたか。	(1) 民間検査機関(10機関)と検査措置協定を締結している。 【検査の実施能力(目標値)】 ■流行初期 :※4,121件/日(4,021件/日) ■流行初期以降:※9,976件/日(9,676件/日) ※一部の検査機関については、検査能力(見込)を計上。 (2) 県衛生研究所・県保健所・保健所設置市と以下の会議等を通じて連携を図った。 ・保健所試験検査精度管理事業 (試験検査の技術向上及び精度確保のための事業) ・保健所等試験検査基礎研修 2025年7月23日～25日 〔 2025年度の評価△:(1)目標件数未達のため 〕	○	■引き続き、検査措置協定を締結した機関の実施体制等の把握及び県衛生研究所・県保健所・保健所設置市との連携を図る。
	2 衛生研究所の対応 ■ 平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保を通じ、自らの試験検査能力の向上に努める。	■衛生研究所について、(1)研修や訓練(2)検査機器等物品の整備を図ったか。	(1) 衛生研究所職員及び保健所試験検査課職員を対象とした訓練等を実施した。 ・愛知県衛生研究所健康危機対処計画(感染症)に基づく訓練等 (講義)2025年5月27日 (実習)2025年8月20日、8月22日、8月28日、8月29日、11月21日 (実践型訓練)2026年2月20日 ・2025年度愛知県衛生研究所技術研修会 2025年12月17日 (2) 毎年度、県衛生研究所に新規導入又は更新等が必要な検査機器等物品を確認の上、遠心沈殿器の購入及びリアルタイムPCRの修理等を行った。	○	■今後も、計画的に検査機器等物品の整備、訓練等を実施し、試験検査能力の向上を図る。
	3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築並びに関係団体等との連携 ■ 感染症の病原体等に関する検査情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を構築する。	(1) 保健所及び衛生研究所について、感染症サーベイランスに係る知識普及が行われていたか。 (2) サーベイランスの分析結果を県民に対して分かりやすく提供していたか。	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則等の改正にあたり、保健所に対し感染症サーベイランスの適切な実施について説明を行い、保健所から、医療機関に対しても説明を行った。 (2) 保健所が収集したサーベイランスのデータを衛生研究所が分析し、その結果を、毎週ウェブサイトでグラフ等を活用し公表している。	○	■今後も、国のシステムである感染症サーベイランスシステムを活用し、分析結果を県民にわかりやすく提供していく。
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	1 新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備 ■ 県は、平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結し、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を指定する。 ■ 県は、愛知県感染症対策連携協議会を活用し、感染症指定医療機関、協定締結医療機関とともに地域で連携した医療提供体制を構築する。 ■ 県は、協定内容等について県のウェブサイトに公表する。	(1) 新興感染症に備え、医療機関と協定を締結し、医療提供体制の整備を図っていたか。 【目標値あり：確保病床数、発熱外来、自宅療養者に対する医療の提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄】 (2) 感染症指定医療機関及び協定指定医療機関の指定状況について、必要に応じて、愛知県感染症対策連携協議会に報告していたか。 (3) 協定締結内容等は、適切に公表していたか。	(1) 医療機関と医療措置協定を締結しているが、一部未達成の目標がある。 【対応医療機関数(目標値)】 ①流行最初期②流行初期③流行初期以降 ・確保病床数:①364床(275床)②1,479床(1,031床)③1,647床(1,971床) ・発熱外来 :②2,247機関(1,506機関)③2,321機関(2,502機関) ・自宅療養者に対する医療の提供:③4,615機関(4,580機関) ・後方支援 :③233機関(185機関) ・人材派遣 :③432人(144人) ・個人防護具の備蓄:③1,185機関(3,158機関) (2) 愛知県感染症対策連携協議会(9/4)及び医療に関する検討部会(7/14)で感染症指定医療機関、協定指定医療機関の指定状況について報告した。 (3) 協定締結内容等について、随時、県ウェブサイトに公表している。	△	(1) 医療機関との協定締結について、流行初期以降の医療を提供する体制の確保が目標に達していないため、体制整備を図る。 (2) 今後も愛知県感染症対策連携協議会を活用し、地域で連携した医療提供体制の構築を図る。 (3) 引き続き、協定締結内容等について、県ウェブサイトに公表する。

項目		施策目標	評価のポイント	評価理由	評価	課題及び今後の取組方針
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	1	<p>感染症の患者の移送のための体制の確保 ■ 県等は、消防機関や民間事業者、高齢者施設等の関係団体等と連携し、移送患者の対象等に応じた役割分担を明確にする。</p> <p>■ 新興感染症患者の移送について、移送に必要な車両の確保や民間事業者等への委託も含め検討し、移送に関する協定の締結や申し合わせを行う。</p> <p>■ 平時から、関係者を含めた移送訓練等を定期的に計画し実施する。</p>	<p>(1) 消防機関や民間事業者等と移送に関する協定や申し合わせを行っていたか。</p> <p>(2) 移送に必要な車両の確保や民間事業者等への委託等を検討しているか。</p> <p>(3) 移送訓練等を実施したか。</p>	<p>(1) 県保健所において、管内の各消防機関と移送に関する協定を締結している。</p> <p>(2) 県では患者発生時の様々な場面で活用できるよう感染症患者移送車両を1台確保している。民間事業者等への委託等について、検討中である。</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等感染症患者発生時における、情報伝達、患者搬送訓練を実施した。 ・訓練(2026年1月19日) 内容:新型インフルエンザ患者(重症)の県内発生を想定した実動訓練</p>	△	<p>(1) 県感染症対策課において、民間事業者との協定や申し合わせ等により、患者移送体制の充実を図ることを検討する。</p> <p>(2) 感染症患者移送車両については1台確保しているが、民間事業者との委託等についても、上記のとおり検討していく。</p> <p>(3) 引き続き、感染症患者発生時における移送等、実践的な訓練を実施していく。</p>
第8 宿泊施設の確保に関する事項	1	<p>宿泊施設の確保 ■ 県等は、民間宿泊事業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する協定を締結し、平時から宿泊施設の確保を図る。</p> <p>■ 県等は、宿泊施設の運営に係る体制確保の方策を平時から検討し、宿泊施設運営業務マニュアル等を整備する。</p>	<p>(1) 新興感染症に備え、民間宿泊事業者と宿泊療養の実施に関する協定を締結し、宿泊施設体制の整備を図っていたか。 【目標値あり:宿泊施設の確保】</p> <p>(2) 宿泊施設運営業務マニュアルや必要な物品リストを作成したか。</p>	<p>(1) 民間宿泊事業者と宿泊療養の実施に関する協定を締結している。確保居室数の目標は達成している。</p> <p>【確保居室数(目標値)】 ・流行初期 :2,479室(1,109室) ・流行初期以降:2,879室(2,737室)</p> <p>(2) 宿泊施設運営業務マニュアル、必要な物品リストを作成している。</p>	○	<p>(1) 宿泊療養の実施に関する協定内容について、必要に応じて更新を検討する。</p> <p>(2) 宿泊施設運営業務マニュアル等について、必要に応じて更新を検討する。</p>
第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	1	<p>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備 ■ 県等は、外出自粛対象者の体調悪化時等に適切な医療に繋げることができるよう、医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託や市町村の協力を活用しつつ、健康観察の体制を確保する。</p> <p>■ 県等は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるよう、民間事業者への委託や市町村の協力を活用しつつ、外出自粛対象者の生活支援の体制を確保する。</p>	<p>(1) 医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託や市町村の協力を活用し、外出自粛対象者に対する健康観察ができる体制を確保していたか。</p> <p>(2) 民間事業者への委託や市町村の協力を活用し、外出自粛対象者の生活支援の体制を確保していたか。</p>	<p>(1) 外出自粛対象者の健康観察について、医療機関と医療措置協定を締結している。</p> <p>【対応医療機関】 ・3,049機関(内訳:病院85機関、診療所1,118機関、薬局1,802機関、訪問看護44機関)</p> <p>(2) 外出自粛対象者の生活支援における市町村の協力について、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画に記載している。市町村を対象として、県行動計画に関する説明会を開催し、市町村行動計画における外出自粛対象者の生活支援体制の記載について、周知した。</p>	○	<p>(1) 協定締結を継続し、体制の確保を図る。</p> <p>(2) 県行動計画のフォローアップ及び市町村行動計画作成支援を実施し、体制の確保を図る。</p>
第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	1	<p>感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針 ■ 知事は、平時であっても感染症対策に当たり必要がある場合には、保健所設置市の長、市町村長及び医療機関や感染症試験研究等機関といった民間機関に対し、感染症対策全般について総合調整を行う。</p> <p>■ 知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の際、県民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告や入院措置を実施するために必要な場合に限り、保健所設置市の長に対して指示を行うことができる。</p>	<p>(1) 感染症対策に当たり必要な場合には、知事が感染症対策全般について総合調整を行っていたか。</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間、緊急性を有する入院勧告や入院措置を実施するために、必要に応じて保健所設置市の長に対して指示を行っていたか。</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>
第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	1	<p>感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重 ■ 県及び市町村は、感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行い、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては人権を尊重する。</p> <p>■ 県及び市町村は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレット等の作成、各種研修の実施等の必要な施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスの充実に努める。</p>	<p>(1) 感染症についての正しい知識の普及のため、適切に情報を公表していたか。 また、公表に際しては、人権に配慮していたか。</p> <p>(2) 感染症患者に関する差別や偏見の排除のため、パンフレット等の作成、各種研修の実施などにより、県民に周知していたか。</p>	<p>(1) 県ウェブサイトにより、各種感染症の予防方法等について啓発を行うとともに、県民への注意喚起が必要な感染症の発生時には、記者発表を行っている。 また、患者等へのプライバシー保護の観点についても記載し、注意を呼びかけている。</p> <p>(2) 差別や偏見の排除が必要な感染症について、県ウェブサイトにおいて情報を提供している。</p>	○	<p>新たな感染症発生時には、正しい知識及び差別や偏見の排除のための適切な情報発信について検討していく。</p>

